

群馬東部水道企業団
地球温暖化対策実行計画

令和8年3月

群馬東部水道企業団

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画の目的		
2. 計画の対象範囲		
3. 削減対象とする温室効果ガス		
4. 温室効果ガスの算定方法		
5. 計画の期間		
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	2
1. 基準年度のエネルギー使用量		
2. 基準年度の温室効果ガスの総排出量		
3. 温室効果ガスの削減目標		
第3章 目標達成に向けた取り組み	4
1. 省エネルギーに関する取り組み		
2. 省資源及びリサイクルに関する取り組み		
第4章 計画の推進	5
1. 推進体制		
2. 計画の点検及び確認		
3. 情報の提供		
4. 計画の公表		

第1章 計画の基本事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法という。）第21条第1項に基づき、群馬東部水道企業団（以下、企業団という。）の事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するための「群馬東部水道企業団地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを推進するものです。

2. 計画の対象範囲

対象範囲は、企業団が行う事務及び事業すべてとします。

3. 削減

対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、対象とする温室効果ガスとして、①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン、⑤パーフルオロカーボン、⑥六フッ化硫黄、⑦三フッ化窒素の7種類を定めています。企業団では、排出量の99%以上を二酸化炭素が占めていることから、対象ガスを二酸化炭素のみとします。

4. 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項の各号に定められた活動の区分ごとに、当該活動の量（活動量）に排出係数を乗じることによって求められます。

【温室効果ガス排出量の算定】：二酸化炭素（CO₂）

$$\text{温室効果ガス排出量（t-CO}_2\text{）} = \text{活動量} \times \text{排出係数（活動量当たりの排出量）}$$

5. 計画の期間

国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%の削減（2013年度比）を目指すことを表明しました。

本計画の期間は国の中期目標を準拠し、2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までの6年間とします。

なお、基準年度は、事業運営及び拡張工事等包括事業による施設統廃合が完了した2024年度（令和6年度）とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度のエネルギー使用量

基準年度の2024年度（令和6年度）における、各エネルギーの使用量は下表のとおりです。

エネルギーの種類	単位	使用量
電力	kWh	26,009.0
灯油	kL	4,886.8
軽油	kL	837.7
A重油	kL	3,813.0
プロパンガス	t	0.1
都市ガス	千m ³	320.0

2. 基準年度の温室効果ガスの総排出量

基準年度の2024年度（令和6年度）における、企業団の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は下表のとおりです。

エネルギーの種類	単位	排出量※2	割合（%）※3
電力※1	t-CO ₂	11,210	99.76
灯油	t-CO ₂	12	0.11
軽油	t-CO ₂	2	0.02
A重油	t-CO ₂	10	0.09
プロパンガス	t-CO ₂	0	0.00
都市ガス	t-CO ₂	2	0.02
合計		11,236	100.00

※1 電力の排出係数（2024年度）は0.000431 t-CO₂/kWh

※2 排出量は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の定期報告のCO₂排出量を参照した

※3 割合(%)は排出量から算出し、小数第3位を四捨五入した

エネルギーの種類の内訳では、電力の使用に伴い発生する温室効果ガスが11,210 t-CO₂で、全体の99.76%を占めています。電力以外の使用割合の0.24%は燃料系の使用によるものです。

温室効果ガスの主な要因は、浄水場や取水場等の水中モーターポンプ等の電力使用によるもので、企業団における最も効果的な対策は「電力消費量の抑制」といえます。

3. 温室効果ガスの削減目標

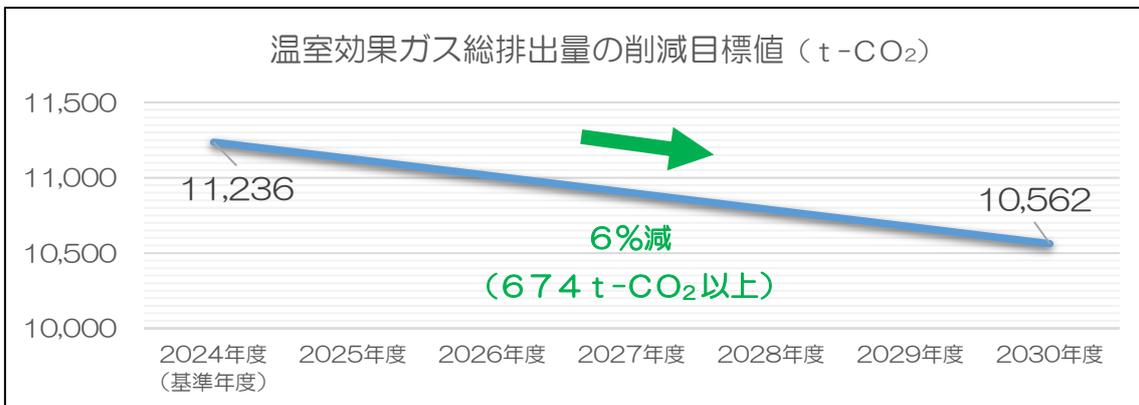
企業団では、2016年度（平成28年度）から3市5町（太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町）の水道事業を統合し、浄水場を22施設から14施設に統廃合する計画を立て事業を進めてきました。その後、2020年度（令和2年度）の更なる事業統合により、群馬県が所管する浄水場2施設を加え、より広域的な視点で効率的な施設の運用体制を構築することが可能となり、2024年度（令和6年度）までに、24施設から9施設まで統廃合しました。

これまでの経緯から、2024年度（令和6年度）の施設の統廃合時点で既に大幅な温室効果ガスの削減がなされており、継続した水の安定供給を前提とした場合、さらなる削減は難しい状況といえます。一方で、配水量は年1%程度の低減傾向が見られ、配水量と電力消費による温室効果ガスの発生量には相関関係があることから、温室効果ガスの削減目標を2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）の計画期間に6%削減を目指します。

また、紙類やごみの減量化、循環型のオフィスづくりなど省資源の推進を図ることにより、省エネルギーに向けた事業活動の運用の取り組みも併せて行うものとし、目標値は以下のとおりとします。

2030年度（令和12年度）の温室効果ガス総排出量：10,562 t-CO₂以下※4

※4 排出量は小数第1位を四捨五入した



★ コラム ★

2027年（令和9年）に太田本所が建て替えられますが、エネルギー負荷の抑制による省エネ化と再生可能エネルギーの導入によって、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物として『Nearly ZEB』を取得する予定です。

第3章 目標達成に向けた取り組み

温室効果ガスの排出削減に向けた目標を達成するため、事務及び事業に係る取り組みを定め実施していきます。

1. 省エネルギーに関する取り組み

項目	取り組み内容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none">・昼休み時の必要箇所以外の消灯・クールビズやウォームビズ等の推進・エアコン使用時の適温励行・ブラインドの利用による温度調整・不必要なOA機器の電源オフや待機モードの徹底・最終庁舎の照明等の電源オフ確認の徹底
燃料及びガスの削減	<ul style="list-style-type: none">・自家用発電機の定期点検及び整備・エネルギー効率の高い自家用発電機等の導入

2. 省資源及びリサイクルに関する取り組み

項目	取り組み内容
水道使用や紙類使用の削減	<ul style="list-style-type: none">・日常的な節水の意識・資料のコンパクト化・デジタルツールの活用によるペーパーレス化
ゴミ排出及びリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・備品、事務用品の長期利用化の促進・再利用や交換が可能な製品の利用・プラスチック製容器包装の分別収集・詰め替え可能な製品の購入
省エネタイプの設備への変更等	<ul style="list-style-type: none">・省電力型の機器の導入・自然光を配慮した照明器具の配置・取水能力に適したポンプ設備への更新
設備の効率的な運転等	<ul style="list-style-type: none">・施設の効率的な運転管理・高濁度時のピークカットによる薬品使用量の抑制・適正な薬品注入量の管理・廃棄物の有効利用（浄水発生土のリサイクル）・廃棄物の処理状況の確認
管路のダウンサイジング	<ul style="list-style-type: none">・送配水量に見合った管路への布設替え

第4章 計画の推進

1. 推進体制

計画の運用及び管理を行うため、推進体制は次のとおりとし、効果的な推進を図っていきます。また、企業団の事務及び事業に携わる受託者も推進体制の対象とします。

組織	構成	内容
温暖化対策 推進事務局	温暖化対策統括推進責任者 (太田本所次長)	• 計画の運用及び管理の総括
	事務統括者(企画課長)	• 計画等に関する事務の総括
	事務局(企画課)	• 計画案の作成 • 温室効果ガス排出量の取りまとめ • 取り組みの評価、公表 • 計画の見直し • 職員等への情報提供 • 活動量の把握 • 取り組み状況の把握
	全職員および受託者	• 取り組みの実践 • 計画に対する改善提案

2. 計画の点検及び確認

計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取り組みの実施状況等について点検及び確認を行います。

3. 情報の提供

年度毎に計画の進捗状況及び結果について職員等に情報提供を行い、地球温暖化対策の取り組みを実践するよう促します。

4. 計画の公表

計画推進の透明性を確保するため、計画の進捗状況や目標達成状況等を、ホームページ等により公表します。

発行 群馬東部水道企業団
〒373 - 0853
太田市浜町11番28号

2026年（令和8年）3月

編集 群馬東部水道企業団 企画課